

キャリア、給与体系規定

1. 定期給与改定

給与の改定は前年度の事業実績に基づき、基本給・責任給・役職給を対象に毎年4月末までに、職員各人の勤務成績の評価表・目標評価面接での査定を行い決定し、4月度から支給する。

- ①定期昇給：年1回、勤続1年毎に5千円程度を基本給で昇給をする。
- ②主任手当：勤続満3年以上の者は主任として任用し手当五千円を支給する。
- ③責任給：実際に責任者の立場で業務を遂行する者については主任手当に加えて責任給を支給する。
- ④役職手当：サービス管理責任者等の業務を行う者について主任手当に替えて一万円以上を、支給する。
- ⑤福祉・介護職員等特定処遇改善加算
：生活支援員、職業指導員等、対象の職員について理事長が分配する。

2. 定期外給与改定

- ①介護職員初任者研修修了者は、基本給で5千円を昇給する。
- ②介護福祉士・社会福祉士・運行管理責任者を取得した場合は1万円昇給する。
- ③防火管理責任者研修を受講し、資格証の交付を受けた者が着任した場合は1万円昇給する。

キャリア体系表

職位	職責及び職務内容	任用要件	賃金評価
役職者	<ul style="list-style-type: none"> ・管理者 ・サービス管理責任者 ・児童発達管理責任者 事業所や法人の運営に関し、管理、指導などの役割を果たすとともに、事業所、法人運営に関し一定の責任を負う。	<ul style="list-style-type: none"> ・経験年数10年以上 ・各任用要件を満たす ・運営に関与することを理事長が認めたもの 	<ul style="list-style-type: none"> ・役職手当 10,000円 他、理事長が定める額
責任者	<ul style="list-style-type: none"> ・専門職としての高度かつ適切な技術を身につけ、指導・育成等の役割を果たす。 ・他部門や地域の関係機関と連携する。 	<ul style="list-style-type: none"> 経験年数5年以上 ・法人の指定する係の責任者 ・実習指導者 ・介護福祉士、保育士を原則とする 	<ul style="list-style-type: none"> ・責任給 理事長が定める額
主任	<ul style="list-style-type: none"> ・チームケアの重要性を理解し、日常的にメンバー間の信頼関係を構築しつつ、課題の解決に組織的に取り組む。 	<ul style="list-style-type: none"> ・勤続年数3年以上 ・介護福祉士受験資格を有する者 	<ul style="list-style-type: none"> ・主任手当 5,000円/月
一般職	<ul style="list-style-type: none"> ・法人の理念と目標を理解し、組織の一員として業務を確実に行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・介護職員初任者研修修了 	<ul style="list-style-type: none"> ・昇給 5,000円/月

3. 各種研修受講に関する費用、職場環境の整備)

- ①研修受講費・受験費・講習及び受験会場までの交通費は実費を支給する。但し資格試験については同一資格については、2回までとし、交通費は公共交通機関を原則とする。食事代その他の経費については、宿泊を伴う場合のみ、一日に付2千円を日当として支払う。但し、当該資格の取得後3年以内に退職した場合は研修受講費等を返却する。
- ②所属事業所の長は研修を受けるため本人から申し出があった場合は、勤務日等の調整を行う。
- ③法人は試験準備のための期間は業務に支障がない範囲で勤務時間の短縮を認める。